

○指導・助言文書（例）

委員限り

資料A 別紙2

※ 確認項目①～⑨に該当した場合

政 適 委 第 号
平 成 年 月 日

〇〇 〇 様

政治資金適正化委員会
委員長 〇〇 〇〇

政治資金監査報告書の記載について

政治資金監査制度の運用に当たりましては、平素からご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、当委員会では、貴殿の作成した平成〇〇年分の政治資金収支報告書に係る政治資金監査報告書について、下記の点において当委員会が定める記載例と異なっていたため指摘が行われたとの報告を受けております。

政治資金監査報告書につきましては、当委員会が定める政治資金監査に関する具体的な指針（政治資金監査マニュアル）に基づき作成することが法令上求められておりますので、今後は、特に下記の点に注意し、政治資金監査マニュアルの記載例に従った政治資金監査報告書の作成に努めていただきますよう、よろしくお願いたします。

なお、政治資金監査マニュアルに基づいて政治資金監査を適確に実施し、政治資金監査報告書を誤りなく作成するための参考資料として、政治資金監査チェックリスト及び政治資金監査報告書チェックリストを当委員会のホームページや「政治資金監査に関する研修テキスト」に掲載しておりますので、ご活用いただきますよう、併せてお願いたします。

記

確認項目①～⑨のうち、都道府県選管又は総務省からの指摘によっても補正されなかったものを記載。

- ・政治資金監査報告書の日付に記載されている年が、監査対象年に係る適切な年でない。
- ・国会議員関係政治団体の名称が、収支報告書（その1）の表紙と一致していない。
- ・国会議員関係政治団体の代表者の氏名が、収支報告書（その1）の表紙と一致していない。
- ・登録政治資金監査人の署名が、自署ではない、又は自己の印が押されていない。
- ・登録番号に記入漏れがある。
- ・研修修了年月日に記入漏れがある。
- ・政治資金監査報告書が、政治資金規正法施行規則別記12号様式の4〔第29号様式〕のとおり、「1 監査の概要」、「2 監査の結果」及び「3 業務制限」の3項目から構成されていない、又はA4の用紙で作成されていない。
- ・「1 監査の概要」が（1）～（4）の4項目から構成されていない。
- ・「2 監査の結果」が（1）～（4）の4項目から構成されていない。

※ 確認項目⑩に該当した場合

政 適 委 第 号
平 成 年 月 日

〇〇 〇 様

政治資金適正化委員会
委員長 〇〇 〇〇

収支報告書の記載の確認について

政治資金監査制度の運用に当たりましては、平素からご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、当委員会では、平成〇〇年分の政治資金収支報告書に係る政治資金監査について、当初の収支報告書受付時に収支報告書（支出に係る分に限る。以下同じ。）上で金額の不整合があったとの報告を受けております。

政治資金監査に関する具体的な指針（政治資金監査マニュアル）では、「登録政治資金監査人の職務は、政治資金監査を行い、政治資金監査報告書を作成することであり、収支報告書の作成責任を登録政治資金監査人が負うものではない」とされておりますが、登録政治資金監査人には「収支報告書に計算誤りがないかどうかを検算して確認すること」等についても求められております。

今後は、検算等により、収支報告書上に金額の不整合がないかどうかを確認していただきますよう、お願いいたします。

なお、収支報告書提出後に収支報告書の訂正が生じた場合、国会議員関係政治団体は当該訂正内容について登録政治資金監査人の確認を自主的に受けることが適当である旨を当委員会の見解としてお示ししております。（詳細は、政治資金監査に関する研修テキスト（平成25年6月改定版）P139～149をご覧ください。）

また、政治資金監査マニュアルに基づいて政治資金監査を適確に実施し、政治資金監査報告書を誤りなく作成するための参考資料として、政治資金監査チェックリスト及び政治資金監査報告書チェックリストを当委員会のホームページや「政治資金監査に関する研修テキスト」に掲載しておりますので、ご活用いただきますよう、併せてお願いいたします。

※ 確認項目①～⑨に該当し、かつ、⑩も該当した場合

政 適 委 第 号
平 成 年 月 日

〇〇 〇 様

政治資金適正化委員会
委員長 〇〇 〇〇

収支報告書の記載の確認及び政治資金監査報告書の記載について

政治資金監査制度の運用に当たりましては、平素からご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、当委員会では、貴殿の作成した平成〇〇年分の政治資金収支報告書に係る政治資金監査報告書及び当初の収支報告書受付時における収支報告書（支出に係る分に限る。以下同じ。）について、別紙のとおり指摘が行われたとの報告を受けております。

政治資金監査に関する具体的な指針（政治資金監査マニュアル）では、「登録政治資金監査人の職務は、政治資金監査を行い、政治資金監査報告書を作成することであり、収支報告書の作成責任を登録政治資金監査人が負うものではない」とされておりますが、登録政治資金監査人には「収支報告書に計算誤りがないかどうかを検算して確認すること」等についても求められております。

今後は、検算等により、収支報告書上に金額の不整合がないかどうかを確認していただきますよう、お願いいたします。

なお、収支報告書提出後に収支報告書の訂正が生じた場合、国会議員関係政治団体は当該訂正内容について登録政治資金監査人の確認を自主的に受けることが適当である旨を当委員会の見解としてお示ししております。（詳細は、政治資金監査に関する研修テキスト（平成25年6月改定版）P139～149をご覧ください。）

このほか、政治資金監査報告書につきましては、当委員会が定める政治資金監査マニュアルに基づき作成することが法令上求められておりますので、今後は、特に別紙の点に注意し、政治資金監査マニュアルの記載例に従った政治資金監査報告書の作成に努めていただきますようよろしくお願いいたします。

なお、政治資金監査マニュアルに基づいて政治資金監査を適確に実施し、政治資金監査報告書を誤りなく作成するための参考資料として、政治資金監査チェックリスト及び政治資金監査報告書チェックリストを当委員会のホームページや「政治資金監査に関する研修テキスト」に掲載しておりますので、ご活用いただきますよう、併せてお願いいたします。

(別紙)

1 収支報告書の記載の確認について

- ・収支報告書（支出に係る分に限る。）上に金額の不整合（計算誤り、表間の不突合等）がある。

2 政治資金監査報告書の記載について

確認項目①～⑨のうち、都道府県選管又は総務省からの指摘によっても補正されなかったものを記載。

- ・政治資金監査報告書の日付に記載されている年が、監査対象年に係る適切な年でない。
- ・国会議員関係政治団体の名称が、収支報告書（その1）の表紙と一致していない。
- ・国会議員関係政治団体の代表者の氏名が、収支報告書（その1）の表紙と一致していない。
- ・登録政治資金監査人の署名が、自署ではない、又は自己の印が押されていない。
- ・登録番号に記入漏れがある。
- ・研修修了年月日に記入漏れがある。
- ・政治資金監査報告書が、政治資金規正法施行規則別記12号様式の4〔第29号様式〕のとおり、「1 監査の概要」、「2 監査の結果」及び「3 業務制限」の3項目から構成されていない、又はA4の用紙で作成されていない。
- ・「1 監査の概要」が（1）～（4）の4項目から構成されていない。
- ・「2 監査の結果」が（1）～（4）の4項目から構成されていない。